公立大学法人大阪 事務職員採用試験案内
（施設整備課 電気職）

令和 ８年 ４月
公 立 大 学 法 人 大 阪

～はじめに～

公立大学法人大阪は、大阪公立大学、大阪公立大学工業高等専門学校、大阪公立大学医学部附属病院を運営しています。

大阪公立大学は、令和４年４月に大阪市立大学と大阪府立大学を母体に誕生し、12 学部・学域、15 研究科を擁する日本最大規模の公立総合大学です。令和７年９月には本学のメインキャンパスとなる森之宮キャンパスを開設しました。

この新たなステージにおいて、その「総合知」を発揮して「大阪の成長と発展」に貢献し、さらに大阪から世界へとグローバルに発展することを目指しております。様々なステークホルダーと共に、大阪、日本、そして世界の well-being に貢献し、持続可能な社会と豊かな暮らしを実現する輝ける大学を共に築くため、本法人では以下の人材を求めています。

（求める人材像）
- 高い倫理観と責任感を持ち、主体的に行動できる人材
- 多様な価値観を尊重し協働できる人材
- 柔軟な発想で課題解決に取り組める人材
- デジタル変革の時代に対応し、新たな価値やイノベーションの創出に貢献できる人材

１．法人概要

法人名	公立大学法人大阪
代表者	理事長　福島　伸一
本部所在地	大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 85 号 3 階
設立	平成 31 年4 月 1 日 （公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学が統合）
教職員数	3,424 名（役員 14 名、教員 1,423 名、職員 1,987 名） 令和７年 5 月時点

２．採用予定人数１名

電気職　１名（係員）

３．業務内容

(1)既存施設の維持保全業務
- ・キャンパス内の学舎等の建物・建築設備にかかる点検、修繕工事の設計、発注、工事監理及び予算管理
- ・学内関係部署からの要望対応

(2)新大学キャンパス整備業務
- ・新学舎建設及び既存学舎改修にかかる計画、設計、関係教職員との調整、発注、工事監理及び予算管理

４．受験資格

「ビルメンテナンスや設備保全の実務経験者」「建設コンサルタント経験者」「電気系学科卒業者又はこれに類する学業を修めた者」のいずれか１つ以上に当てはまる方
なお、電気設備だけでなく機械設備の維持保全に係る業務を行えることが望ましい。

〔 特に以下のような方を歓迎します 〕

- ○ 建築設備士、電気主任技術者（１種、２種又は３種）、電気工事施工管理技士（１級又は２級）
- ○ 常に問題意識を持ち、変化する環境やニーズに対応できる人
- ○ 技術的な内容を非技術者にも分かりやすく伝えようとする姿勢を持つ人
- ○ 相手側の立場に立ってコミュニケーションがとれる人
- ○ 自由・柔軟な発想で新たな事に挑戦できる人

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の人
その他その執行を受けることがなくなるまでの人

（２）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※日本国籍を有しない方もお申込みできます。
ただし、採用時に当該業務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

５．選考方法、試験日時及び試験会場

（１）選考方法

書類選考
↓
一次選考　第一次面接試験「個別面接」
↓
二次選考　第二次面接試験「個別面接」
↓
合格発表

（２）選考場所

UR 森之宮ビル（〒536-0025 大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 85 号）を予定しております。

６．合格発表

書類選考および一次選考・二次選考の結果については、メールにて通知します。

７．勤務条件

勤務時間	午前９時～午後５時 30 分（正午から午後０時 45 分まで休憩） ただし、勤務時間等は、配属先によって異なることがあります。
勤務地	大阪市城東区　（大阪公立大学森之宮キャンパス・森之宮本部） 大阪府堺市中区（大阪公立大学中百舌鳥キャンパス） 大阪市住吉区　（大阪公立大学杉本キャンパス） 大阪市阿倍野区（大阪公立大学阿倍野キャンパス） 大阪府泉佐野市（大阪公立大学りんくうキャンパス） 大阪府寝屋川市（大阪公立大学工業高等専門学校） ※法人の定める事業場の範囲で勤務地が変更となる可能性がございます。
休日	土日祝、年末年始（配属先によって異なることがあります。）
休暇	年次休暇（初年度 15 日、次年度から 20 日／年） 特別休暇（夏季休暇、慶弔休暇、出産休暇、看護休暇、育児・介護休業 等）
給与	初任給は経歴その他に応じて一定の基準により決定します。 支給例（四年制大学新卒者の場合）　259,376 円／月（地域手当含む。）
諸手当	通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（年２回支給）　等
福利厚生	公立学校共済組合（健康保険、年金）、雇用保険
定年	満 62 歳（継続雇用制度あり） 令和５年度から段階的に引き上げ、令和 13 年度退職から 65 歳定年となります。

８．受験申込み等

申込方法	次の書類①～③を郵送ください。 郵送の際は「技術職員（施設整備課 電気職）」と赤字で記載のうえ、書留で郵送ください。 ① 受験申込書（指定様式） ② 職務経歴書（様式は任意ですが、どのような業務を行っていたかについては可能な限り、詳細に（実績などもあれば併せて）記載してください。（Ａ４サイズ、縦置き）） ③ プレゼンテーションシート（指定様式） 指定様式の入手方法
指定様式の入手方法	公立大学法人大阪ウェブサイトから指定様式を入手できます。公立大学法人大阪ウェブサイトの職員採用試験案内にある申込書類を印刷してください。 《職員採用試験ウェブサイト》 職員採用 ｜ 公立大学法人大阪 臨時お知らせサイト
申込受付期限	随時受付（候補者が決定次第終了します）

９．送付・問い合わせ先

公立大学法人大阪 本部事務機構人事戦略部人事労務課
〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番 85 号３階 電話 06-6967-1824
職員採用 ｜ 公立大学法人大阪 臨時お知らせサイト

10. 個人情報の取扱い

採用選考において収集した個人情報は、採用選考の円滑な遂行のために用い、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取扱及び管理に関する規程」に基づき適正に管理します。

11. その他

(1) 合格後においても、次の場合には合格または採用予定を取り消すことがあります。

A. 応募資格がないこと、または書類記載事項が正しくないことなどが明らかになった場合（合格後に職務経歴等に関する証明書類にて資格の確認をします）

B. 採用予定日からの就業が困難な健康状態であることが明らかになった場合

C. 重大な非行その他の事情により、採用予定日に出勤することが不適当と認められた場合

D. その他職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合

(2) 受験上の配慮（車いすの使用や拡大文字による受験等）を希望する場合は、申込時に「９．問い合わせ先」へ申し出てください。

(3) 本法人では、求職者等に対するハラスメント防止に取り組んでいます。詳細は「就活ハラスメントに対する基本方針」をご確認ください。

公立大学法人大阪における就活ハラスメントに対する基本方針

2026 年 10 月 1 日

はじめに

公立大学法人大阪は、セクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントを許さないことを宣言しています。ハラスメント被害を受けた被害者が速やかに声を上げ、救済できる仕組みの強化と風通しの良い組織風土の醸成に全力を挙げて取り組んでいます。

本法人における就活ハラスメントの定義

就活ハラスメントとは、本法人への就職活動中※1の求職者等※2が、本法人の教職員から受けるセクハラ、パワハラのことを指します。

セクハラとパワハラについてはその適用範囲を「本法人への就職活動中の求職者を含む」としています。これにより本法人への就職活動中の求職者が本法人の教職員からセクハラやパワハラを受けた場合、求職者は法人内に設置されたハラスメント相談窓口へ相談し、本法人のハラスメント相談のフローに沿った対応を受けることが可能になっています。

※１　「就職活動中」とは、採用面接だけではなく、説明会・セミナー、OB・OG 訪問、インターンシップ、内定取得後も含みます。

※２　「求職者等」とは、本法人への就職活動中の学生だけではなく、法人内の学部研究科、各研究室や附属病院等の各組織への応募者も含みます。

本法人における就活ハラスメントに該当する可能性のある言動の例

（セクハラとして）

・容姿や服装、体型に関する発言
・恋愛や結婚、性的志向に関する質問・発言
・結婚・出産後の勤務に係る質問・発言
・必要以上にプライベートな情報を詮索する質問
・身体的接触（肩を触る、手を握る、近すぎる距離で話すなど）　など

（パワハラとして）

・食事等の席（飲み会など）への参加の強要
・圧迫質問を行い精神的に追い詰めるなど高圧的な態度で求職者を威圧する行為
・求職者の人格、価値観や生き方を否定する発言
・内定や選考通過を条件に不当な要求（他からの内定の辞退を求めるなど）をする行為
・無理なスケジュールでの対応を押し付ける行為
（深夜の課題提出、短期間での過度な課題など）　など

本法人における就活ハラスメンへの対応

法人内に設置する以下のハラスメント相談窓口にて相談を受け付けます。

通常のハラスメント対応フローに沿って対応し、相談したことによって不利益が生じることはありません

発生した就活ハラスメントの事案については、原因の究明に努め、同様の事案を発生させないよう対策を検討いたします。

ハラスメント相談窓口　＞

システム障害のため、相談受付は一時中断しています。
最新の情報は「臨時お知らせサイト」でご確認ください。

なお、本学の学生として就活中に本法人以外からハラスメントにあった場合は、学生課キャリア支援室へご相談ください。